

ファイリングシステム再構築支援委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

ファイリングシステム再構築支援委託

(2) 事業の目的

新庁舎への移転に向けて現在の文書量を削減するため、現行のファイリングシステムを再構築します。

(3) 業務の内容

ファイリングシステム再構築支援委託仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から平成32年3月31日まで

(5) 予算額（見積限度額）

9,328,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（平成30年度1,497,000円・平成31年度7,831,000円）

※ 上限額を超えた提案は無効とします。

(6) 支払方法

部分払い 2回（平成30年度分について当該年度分業務完了後に1回、平成31年度分について業務完了後に1回）

※ 平成30年度分及び平成31年度分の支払については、成果物の提出を確認の上、支払うものとします。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するため「ファイリングシステム再構築支援委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選考します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選考後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選考された者と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者とします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日制定）別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 国又は地方公共団体との契約において過去5か年（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）に同様の業務実績（履行を完了しているものに限る。）を有していること。

6 プロポーザル日程について

- (1) プロポーザル実施要領等の配布

平成30年5月14日（月）から同月24日（木）午後5時まで

- (2) 参加希望申請書等の提出期限

- 平成30年5月24日（木）午後5時まで
- (3) 資格審査の結果通知予定日
平成30年5月28日（月）
- (4) 質問書の提出期限
平成30年5月31日（木）午後5時まで
- (5) 質問書に対する回答予定日
平成30年6月6日（水）
- (6) 企画提案書等の提出期限
平成30年6月14日（木）午後5時まで
- (7) 第一次審査（書類審査）
平成30年6月15日（金）から同月20日（水）まで
- (8) 第一次審査の結果通知予定日
平成30年6月21日（木）
- (9) 第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施）
予定日
平成30年7月2日（月）
- (10) 第二次審査の結果通知予定日
平成30年7月5日（木）
- (11) 候補者の決定及び契約締結予定
平成30年7月中旬

7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び配布期間

- (1) 配布場所
小金井市役所本庁舎1階総務課窓口
※ 市ホームページからもダウンロード可
- (2) 配布期間
平成30年5月14日（月）から同月24日（木）午後5時まで

8 参加資格確認書類の提出

- (1) 提出書類
ア ファイリングシステム再構築支援委託プロポーザル参加希望申請書（様式第

1号) 1部

イ 会社概要及び類似業務実績書(様式第2号) 1部

ウ 契約書の写し(様式第2号の類似業務実績の契約) 1部

(2) 提出期限

平成30年5月24日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

必要事項を記載し、記名及び押印の上、郵送又は直接窓口へ持参してください。

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

(4) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

(5) 資格要件の確認

提出資料を基に資格要件の確認を行い、平成30年5月28日(月)までに結果を申込者へ発送します。

9 質疑及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式第3号)

(2) 提出期限

平成30年5月31日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールのみ。

※ 電子メール送信後、電話(「15 問合せ先」(3) 電話番号)にて受信確認をお願いします。

(4) 提出先

「15 問合せ先」(5) 電子メールアドレスに送信してください。

(5) 質問回答予定日

平成30年6月6日(水)

(6) 質問回答方法

回答は、質問を事項別に取りまとめを行い、市ホームページに掲載します(個別回答は行わない。)

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書等の提出書類は、アからウまでの順で製本し、インデックスを付けて提出すること。提出部数は、正本1部（代表者印が押印されたもの）及び副本9部（正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること。副本は、事業者が特定されるロゴマーク等は削除すること。）とします。

ア 企画提案書 10部

- (ア) A4縦、横書き、11ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）で作成すること。
- (イ) 表紙を除いて両面印刷で14ページ以内（A4で7枚以内）とすること。
 - ※ A3の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4を2ページ分としてカウントすること。
- (ウ) 提案趣旨やアピールしたい点などを簡潔に分かりやすく記載すること。

イ 見積書（税抜き表示）（A4の任意様式） 10部

ウ 業務実施体制及び業務責任者実績書（様式第4号） 10部

エ 返信用封筒に郵便切手（企画提案書を郵送できる分の切手）が添付されているもの 1部

(2) 提出期限

平成30年6月14日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

必要事項を記載し、記名及び押印の上、郵送又は直接窓口へ持参してください。

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

※ 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、不参加とみなします。

(4) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

11 企画提案書等の内容・記載を要する事項

(1) 企画提案書の内容

ア 業務の実施方法について

イ 業務の実施体制、実施人員等について（同時に他の事業に携わっているかの有無を含む。）

ウ 業務責任者及び各担当者の資格、経験年数、類似業務実績

エ 業務フロー及び業務遂行スケジュール

オ 仕様書案に基づく提案者の業務手法及び優位性

(ア) 仕様書（案）「1 目的」の文書量の削減目標を目指すための具体的な提案

(イ) ファイル管理表及び保存年限の設定についての考え方の提案

(ロ) 契約期間終了後、再構築後のファイリングシステムを職員により継続して維持管理するための手法の提案

(ハ) 初年度実施課について、仕様書（案）「1 目的」の文書量の削減目標を目指すため追加すべき課がある場合の提案

(ニ) その他の事業者からの提案

※ ファイリングシステム再構築支援委託プロポーザル審査基準の「3 審査項目」については、漏れなく記載することとしてください。

※ 企画提案書の作成に当たっては、市ホームページに掲載されている次の資料も参考としてください。

・ 小金井市新庁舎建設基本構想（平成23年3月策定）

・ 小金井市新庁舎建設基本計画（平成25年3月策定）

・ 平成29年度小金井市庁舎等執務環境調査業務報告書

・ 平成29年度小金井市庁舎等執務環境調査業務報告書資料8-1～8-3

(2) 見積書の内容

平成30年度分及び平成31年度分の合計額並びに各年度の具体的な積算内訳を記載してください。

12 プロポーザル審査方法

(1) 審査基準

ファイリングシステム再構築支援委託プロポーザル審査基準のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者程度を第一次審査通過とします。

(3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選考します。

イ 審査は、非公開とします。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

(7) 一人につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング30分程度とします。

(8) 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行います。

(9) 出席者は、5人以内とします。

(10) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、交通機関の事故等やむを得ないと認められる場合を除き、失格とします。

※ 交通機関の事故等やむを得ない状況が発生したときは、速やかに事務局に連絡してください。

(11) プレゼンテーションに機器等が必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とします。ただし、パソコンその他必要な機器は、持参してください。

13 審査結果

(1) 第一次審査の結果は、平成30年6月21日（木）（予定）に、企画提案書を提出した全者に通知します。

(2) 第二次審査の結果は、平成30年7月4日（水）（予定）に、第二次審査に参加した全者に通知します。

(3) 候補者に選考されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選考されなかった理由の説明を求めることができます。

(4) 前号により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

14 留意事項

(1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）を次のとおり取り扱うものとします。

ア 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合は、当該参加者提出資料を無効とします。

(7) 本実施要領の規定に違反した記載があるもの

- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
- (ロ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (ハ) 企画提案書等が日本語以外の言語で記載されているもの
- (ニ) 見積書が日本円以外の通貨で記載されているもの
- (ホ) その他、設定した条件を満たしていない場合

イ 参加者から提出された企画提案書（表題部分を除く。）は、知的財産権に関する法的保護の観点から「13 審査結果」(4)の回答期限経過後、返却します（契約相手方となることが予定される者を除く。）。

ウ 小金井市が本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された資料、書類等は、選考を行う作業において必要な範囲で複製することがあります。

なお、提出された資料、書類等は、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）に基づき公表されることがあります。

- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、資格要件等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知の上、参加してください。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則（昭和39年規則第16号）第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

15 問合せ先

- (1) 住 所 〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号
- (2) 担 当 部 署 小金井市総務部総務課文書係
- (3) 電 話 番 号 042-387-9805
- (4) F A X 番 号 042-384-6426
- (5) 電子メールアドレス s020199@koganei-shi.jp